

## 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業について

申請期間は令和4年1月4日～1月31日



### 1 事業の概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、衛生用品等の購入に要した費用について補助を実施します。
- 対象経費：令和3年10月から12月末までの間に購入した衛生用品、備品（パーテーション、パルスオキシメーター）  
※備品はパーテーションとパルスオキシメーターの2点のみ補助対象です。
- 助成上限額：サービス類型毎に設定  
(例) 通所介護（通常規模型）1万円、訪問介護（訪問回数1,200回以下）1万円  
特養（定員39人以下）3万円 ※詳しくは県HPで交付要綱別添1をご参照ください。

### 2 申請の流れ

- 対象経費について確認  
令和3年10月1日～12月31日までに購入が確定した費用が対象です。精算額で申請してください。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。
- 交付申請書を作成  
次ページを参照して、所定の様式により、申請書等を作成します。
- 交付申請  
申請書等の提出は、原則、愛媛県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。  
（※ 債権譲渡を行っている事業所は、県に直接申請します。）
- 県で確認後、交付  
県で申請内容を確認後、問題なければ、国保連を通じて補助金が交付されます。  
（※ 債権譲渡を行っている事業所は、県から補助金が交付されます。）  
補助金は3月末に支払い予定です。
- 実績報告  
本事業に要する費用が確定してから申請いただき、当該申請書の提出をもって実績報告としますので、別途提出は不要です。

詳しくは愛媛県ホームページをご覧ください

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業（介護分）について（愛媛県ホームページ）

感染防止対策支援事業

検索

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/korona/kanssennbousitaisakusienn.html>



問い合わせ先

○厚生労働省コールセンター（事業全般に関するお問い合わせ）  
TEL：03-5253-1111（内線：3807, 3907）  
※対応開始は12月15日（水）～当面の間としております。

○国民健康保険中央会のコールセンター（電子請求受付システムを活用した申請に関するお問い合わせ）  
TEL：0570-059-402

# 申請書等の記載・提出方法

## 1.申請書の入手方法

- 申請時に必要な書類は、原則様式1～3となります。
- 各都道府県ホームページ等において、ダウンロードできます。

愛媛県ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/korona/kann-sennbousitaisakusienn.html>

- 法人内の各事業所ごとに個票を作成
- 個票の情報が総括表、申請額一覧に正しく反映されていることを確認。
- Excelファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更

「様式3 事業所・施設別個票」

(様式3) 事業所・施設別個票

フリガナ				介護保険事業所番号
事業所・施設の名称				
サービス種別		定員	人	訪問回数
事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )			
連絡先	電話番号	E-mail		
管理者の氏名				

<積算内容>

品目(マスキ等)	所要額(円)	数量等	基準単価	円	所要額	円
合計	0					

誓約事項

以下に掲げる事業所・施設について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援助成金の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。

- ・病院又は診療所である通所介護サービス事業所
- ・介護療養型医療施設、療養介護所等とする病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問介護サービス事業所
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護療養型医療施設

この助成金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。

この助成金に係る収入及び支出等に係る経理書類を適切に整備保管する。

サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報と本事業所の振込に使用することに同意する。	本事業所は、国保連合会のシステムを基に当該国保連合会にアクセスし、(国保連合会)の認可を受け、
国保連合会に登録されている口座は重複登録されていない。	国保連合会にアクセスし、国保連合会に申請して、

「様式2 事業所・施設別申請額一覧」

(様式2) 事業所・施設別申請額一覧

事業所・施設番号	介護保険事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表者の氏名	基準単価(円)	所要額(円)	申請額(円)	事業所名(事業所番号記入)
1									
2									
3									
4									
5									

※エクセル上の「(はじめにお読みください)本申請書の使い方」のシートをご確認ください。

「様式1 総括表」

(様式1) 総括表

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業) 助成金申請書

令和 年 月 日

〇〇事業所 院

標記について、次のとおり申請します。

フリガナ			
名称	(郵便番号 - )		
所在地			
連絡先	電話番号	E-mail	
代表者の職・氏名	職	氏名	氏名
申請に関する担当者	職	氏名	氏名

申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業	申請内容	申請額
1 通所介護事業所(通常規模)	0 万円	0 円
2 通所介護事業所(大規模(Ⅰ))	0 万円	0 円
3 通所介護事業所(大規模(Ⅱ))	0 万円	0 円
4 地域密着型通所介護事業所(療養介護所等を含む)	0 万円	0 円
5 認知症対応型通所介護事業所	0 万円	0 円
6 通所介護サービス事業所(通常規模)	0 万円	0 円
7 通所介護サービス事業所(大規模(Ⅰ))	0 万円	0 円
8 通所介護サービス事業所(大規模(Ⅱ))	0 万円	0 円
小計	0 万円	0 円
9 短期入所生活介護事業所	0 万円	0 円
10 短期入所療養介護事業所	0 万円	0 円
11 (定員20人以下)	0 万円	0 円
12 (定員21人以上)	0 万円	0 円
小計	0 万円	0 円
訪問介護事業所	0 万円	0 円

## 2.提出にあたっての留意事項(必ずご確認ください)

- 申請受付期間は、1月4日から1月31日までです。
- 領収書の添付は不要です。領収書については、提出を求めることがありますので、各法人で適切に保管してください。提出を求めた際に実績が確認できなかった場合、返還が必要となります。
- 債権譲渡を行っている事業所の場合は、交付申請書兼請求書に受取口座を記載し、その通帳の写しを添付してください。
- 法人単位での申請となります。事業所単位での申請ではありませんのでご注意ください。
- 原則「各法人1回のみの申請」で、増額等の変更交付申請はできません。必要経費を精査した上で、交付申請をしてください。

## Q&A

**Q1 感染対策の支援、慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。サ高住は含まれますか。**

A1 9月末までの0.1%上乗せの対象となっていた介護保険法で指定を受けたサービスが対象です。特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住や有料老人ホームは対象外です。

**Q2 感染対策の支援について、どのような費用が対象となりますか。**

A2 令和3年10月から12月末までの間に購入した衛生用品（マスク・消毒液・防護服・フェイスシールド等）、備品（パーテーション・パルスオキシメーターのみ）の購入費用。

**Q3 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。**

A3 国保連からの介護報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

**Q4 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設も補助対象となりますか。**

A4 対象です。

**Q5 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（医療分の補助金）の交付を受けた場合、当該補助金についても申請可能ですか。**

A5 以下の事業所・施設は、当該補助金ではなく新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の申請をご検討ください。（重複して申請できません。）

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション
- ・訪問看護事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・病院又は診療所である短期入所療養介護事業所

※厚生労働省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

**Q6 介護サービスと障がい福祉サービスを同一事業所で実施しています。申請可能ですか。**

A6 設備に関する基準における必要な設備、備品を共有している施設・事業所については介護又は障がいのいずれか一方でのみ申請可能です。

**Q7 令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所は申請可能ですか。**

A7 申請可能ですが、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。

**Q8 令和3年10月1日から12月31日までに納品及び支払いを完了しておく必要がありますか。**

A8 納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積のみは不可）、補助対象となります。